



病児・病後児保育の助成

ーベビーシッターの利用料を助成しますー



お子さんが病気で保育園や小学校に登園・登校させることが困難な時期に、ベビーシッター等をご利用された保護者に対し、派遣に要した費用の一部を助成します。

1 助成対象者

千代田区内に在住する発病中・または病気の回復期にある生後57日目から小学校6年生までのお子さんで、次のいずれかに該当する場合は対象となります。

- (1) 保育所等（区内・区外を問わない）に在園するお子さん
- (2) 家庭的保育事業を利用しているお子さん
- (3) 千代田区学童クラブを利用しているお子さん
- (4) 放課後児童健全育成事業を利用しているお子さん
- (5) 保護者の疾病等により家庭で養育することが困難なお子さん（幼稚園児・在宅児含む）

ベビーシッター等の派遣前後7日以内に、当該病気に関し医療機関で受診していることが必要です。

2 助成費用

お子さん一人当たりに係るベビーシッター等利用料金（入会金、年会費、登録料などを除く）の1/2を、年度内（4月1日から翌年3月31日まで）4万円まで助成します。

助成額が一度で4万円に満たない場合は、年度内の助成額が合計4万円に達するまで何度でも申請できます。

助成対象となるのは、ベビーシッター等の利用日から1年以内です。利用年度の助成金として申請できなくても、翌年度の助成金対象となる場合がありますので、ご確認ください。

3 申請書類等

①病児・病後児派遣費用助成金申請書

②受診証明書等

受診証明書は有料なので、医療機関を受診したことがわかるもの（レシートやお薬手帳）でも構いません。

③ベビーシッター会社の領収書等

口座振替の場合は通帳の写しとベビーシッターの請求書

④利用明細

ベビーシッター会社が領収した金額の積算根拠として、利用児童の名前、日付、利用時間、利用単価、交通費等が記載されたものがが必要です。

⑤ベビーシッター会社の料金表（ホームページを印刷したもの等でも可）

⑥請求書

※①「病児・病後児派遣費用助成金申請書」、②「受診証明書」、⑥「請求書」は、千代田区総合ホームページからもダウンロードできます。

4 申請方法

- (1) お子さんの発病期または回復期に医療機関で受診し、②「受診証明書」の交付を受けます。（「受診証明書」の代わりに医療機関を受診したことがわかるものをご用意いただいても結構です。）
- (2) ベビーシッター等を利用し、ベビーシッター会社から③「領収書」と④「利用明細」の交付を受けます。
- (3) 申請書類等①～⑤の書類をすべて揃え、区役所子ども支援課に提出してください。
- (4) 審査を経て助成額が決定した後に、派遣費用助成金交付決定通知書をお送りします。
- (5) 届いた通知書の金額を⑥請求書を記入し、区役所子ども支援課へ提出してください。

《問合せ先》

千代田区役所 子ども部 子ども支援課

TEL：03-5211-4119

FAX：03-3264-3988

◆受付時間◆

8時30分から17時15分

（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

